

⚠ ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。
必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- お申込の撤回等（クーリング・オフ）について
- 健康状態等の告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。

⚠ この保険で適用される諸利率についてはPGF生命ホームページをご覧ください。

 **PGF生命ホームページ** <http://www.pgf-life.co.jp>

諸利率はご契約の時期、内容等によって異なり、金利情勢等により見直しを行い変更されます。

生命保険募集人 について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、募集代理店の担当者（生命保険募集人）に関しまして確認をご希望の場合には、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

募集代理店 からの ご説明事項

- 本商品にご契約いただくか否かが、当募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。**このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。**
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先もしくは当募集代理店への融資申込状況等により、当募集代理店でお申込みいただけない場合があります。

「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレット」に記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、PGF生命所定の範囲内でのお取扱いとなり将来変更される可能性があります。

各種お手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

 **PGF生命コールセンター**
通話料 無 料 **0120-56-2269** コール シブ ロック <受付時間> 平日8:30～20:00／土曜9:00～17:00（日・祝日・12/31～1/3を除く）
※携帯電話、PHSからもご利用になれます。



経験豊かなオペレーターが親切・丁寧にご案内します。

■ 主なご利用内容

- 引越されたとき
- 結婚されたとき
- 保険証券を紛失されたとき
- 保険金等をご請求されるとき*
- 解約されたとき
- 各種お問い合わせ、ご相談等

*保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命までご連絡ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

募集代理店

本商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
したがって、**ご契約後のご照会は引受保険会社までお願いします。**

引受保険会社

ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社

本社／〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10



Prudential

終 身 保 険
(無配当)

平成29年4月版

円 終 身

終 身 保 険

基本タイプ

介護タイプ

重要事項に関するお知らせ（契約概要/注意喚起情報）兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。**

■ パンフレット：1～14ページ ■ 契約概要：15～28ページ ■ 注意喚起情報：29～37ページ

この商品は生命保険です。預金ではありません。

募集代理店

引受保険会社

PGF生命

本商品は、PGF生命を
引受保険会社とした
生命保険です。



PGF生命は世界最大級の金融サービス機関
「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

PGF生命について

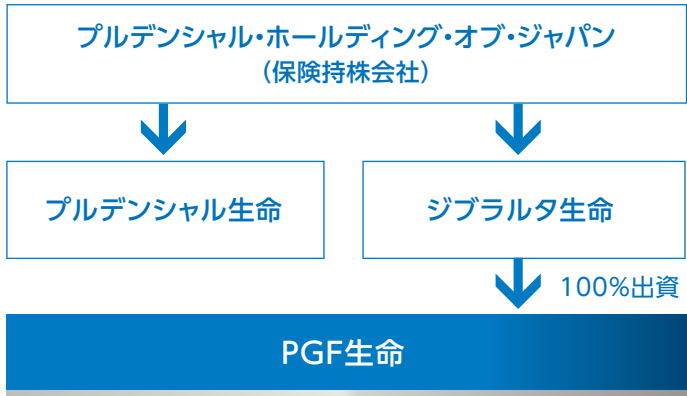
当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店
チャネル専門会社として、
2010年8月より、バンカシュア
ランス*を中心に事業を展開し
ております。

*「バンカシュアランス」とは、金融
機関代理店を通じた生命保険の
販売を意味します。



▲本社 プルデンシャルタワー
(東京 永田町)

■日本におけるプルデンシャル・グループの
生命保険事業について

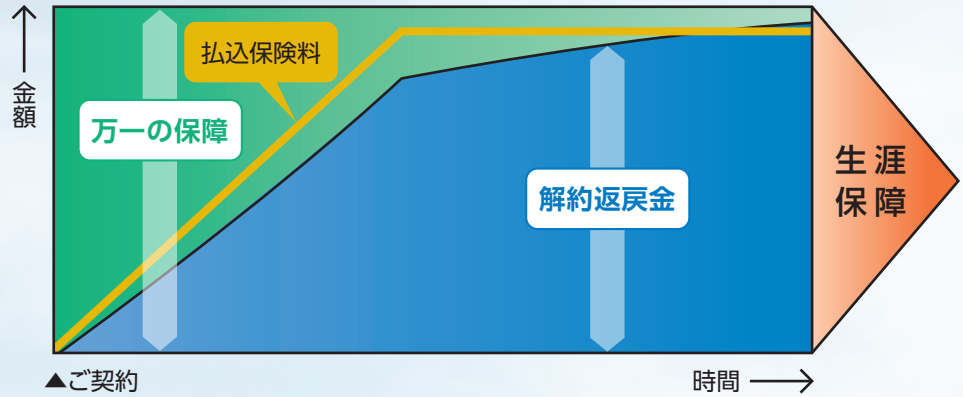


「PGF生命」は
「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

ご提案する生命保険について

今回ご提案する生命保険の種類は、
「**終身保険**」です。

➡ 終身保険のカタチ



▲ご契約
一般的に「終身保険」とは、上の図のように
ご契約時の **万一の保障** が生涯続き、
解約返戻金 が経過期間に応じて増えていく商品です。

➡ 終身保険の特徴

- 1 **生涯にわたる保障**が準備できます。
 - 2 将来に向けた資金準備が可能です。
保険料払込期間満了後も**解約返戻金**が
経過期間に応じて**増え続けます**。
- +
- さらに **相続対策**やセカンドライフに向けた
資産形成をお考えの方におすすめします。
また、**介護のリスク**にも
そなえることができます。



⇒ 特徴 ①

**万一にそなえる
ことができます。**

お亡くなりになった場合、
死亡保険金を受け取ることができます。



⇒ 特徴 ②

**資産形成が
可能です。**

解約返戻金(キャッシュバリュー)は
経過期間に応じて大きくなります。
また年金として受け取ることも可能です。



⇒ 特徴 ③

**相続対策として
活用することができます。**

保険金は書類到着後、原則として
5営業日以内*にお支払いします。
また、複数の受取人を指定することや受取人
ごとの受取割合を指定することができます。

*必要書類に不備があった場合や保険金を支払うための調査・
確認等が必要な場合、お支払いが遅れることがあります。

**3つの特徴を
しっかりと活かしたい**

「万一の保障」、「資産形成」、
そして「相続対策」
特徴を活かして
それぞれしっかり準備したい。

<特徴を活かして>

ご家族の
ために



ご自身の
ためにも



**介護のリスクにも
そなえたい**

もしものときの準備は
もちろんしたい。
けれども、もしその時まで
に介護が必要になってしまったら…

<介護の現実>

金銭的な
負担



ご家族への
負担



基本タイプ

終身保険の

3つの特徴を活かした
シンプルなタイプです。

いずれかのタイプを
お選びいただけます。
(ご契約後のタイプの
変更はできません)

介護タイプ

もしものときの
そなえに加え、
介護にもそなえる
ことができる
タイプです。



基本タイプ

【基本タイプとは】

介護保険金特則を付加しないシンプルな終身保険です。万一の保障を終身にわたり確保することができます。

【高額割引制度について】

ご契約の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用され、保険料のご負担が軽くなります。

【保険料の払込免除について】

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

「万一」にそなえながら、しっかり「資産」を築く。

そなえる

ご契約の直後から万一の保障を確保することができます。

死亡(高度障害)保険金

ご契約の直後から生涯にわたって保障が継続し、万一のときに保険金を受け取ることができます。

※保険金をお支払いできない場合については、32ページおよび「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ふやす

経過期間に応じ、解約返戻金額が増え続けます。

解約返戻金

将来に向けた資金準備が可能です。また、解約返戻金は一括でも年金でも受け取ることができます。

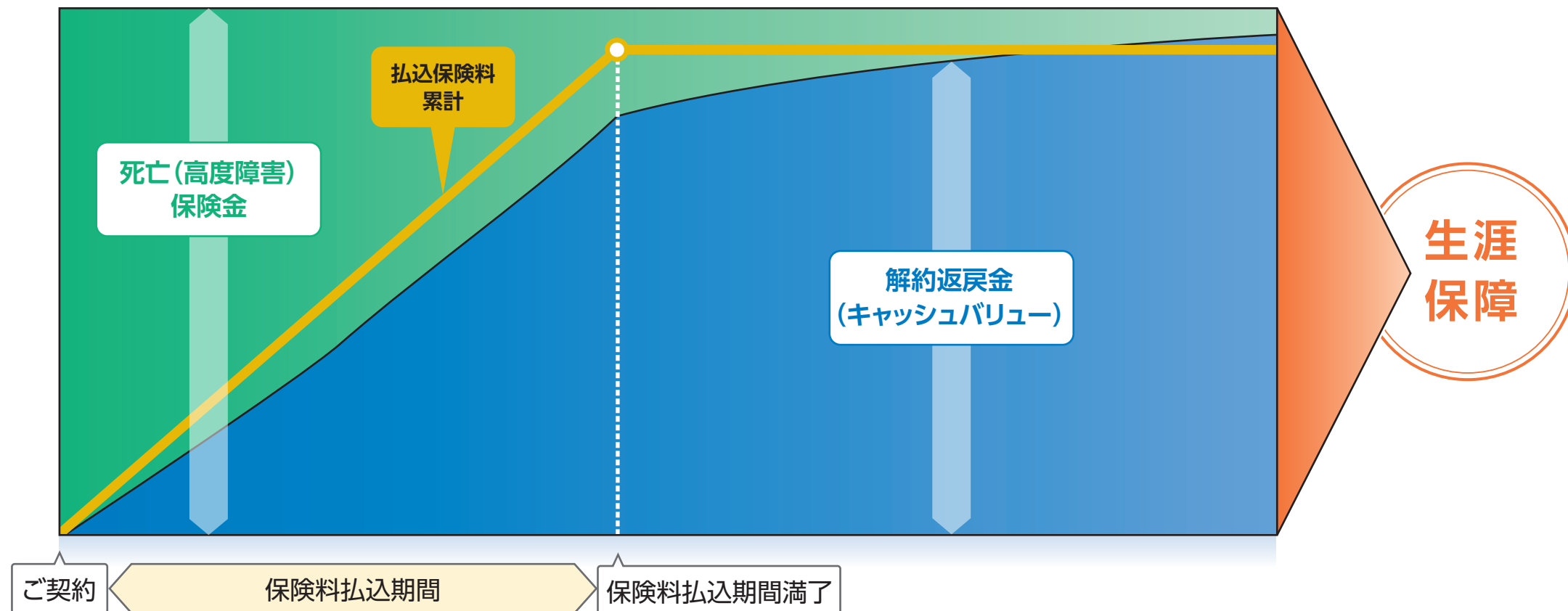
のこす

万一の保障は、生涯にわたって継続します。

死亡保険金

死亡保険金は受取人を指定することができますので相続対策としても活用できます。

<イメージ図>



※この図は保険のしくみを簡略化したイメージです。保険料、死亡保険金、解約返戻金等はご契約の内容によって異なります。

円終身

終身保険

介護タイプ

【介護タイプとは】

介護保険金特則を付加することで、被保険者が介護保険金のお支払事由に該当したとき、**介護保険金**を受け取ることができる終身保険です。介護保険金を受け取られた場合、以後の**保険料のお払込みは免除**されます。

※基本タイプとは保険料が異なります。

【介護保険金について】

介護保険金は、死亡(高度障害)保険金に、ご指定いただいた所定の介護保険金割合を乗じた額になります。

●介護保険金割合

10%・30%・50%・100%より選択

※介護保険金割合はご契約時にご選択いただき、ご契約後の変更はできません。
※介護保険金割合ごとに保険料が異なります。
※介護保険金の上限は5,000万円となります。
そのため、介護保険金割合によってお引き受けできる最高保険金額は異なります。

【高額割引制度について】

ご契約の保険金額が500万円以上の場合は、保険料の高額割引制度が適用され、保険料のご負担が軽くなります。

【保険料の払込免除について】

以下の場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。

- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態になられたとき。
- 介護保険金を受け取られたとき。**

要介護2からそなえられる終身保険

そなえる

万一の保障に加え、介護のリスクにもそなえることができます。

死亡(高度障害)保険金 介護保険金

介護が必要になった時、保障の全部または一部を介護保険金として受け取ることができます。

※保険金をお支払いできない場合については、32ページおよび「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ふやす

経過期間に応じ、解約返戻金額が**増え続けます**。

解約返戻金

将来に向けた資金準備が可能です。また、解約返戻金は一括でも年金でも受け取ることができます。

のこす

万一の保障は、**生涯**にわたって継続します。

死亡保険金

死亡保険金は受取人を指定することができますので相続対策としても活用できます。

<イメージ図>
介護保険金割合:**50%**

【介護保険金のお支払事由に該当】

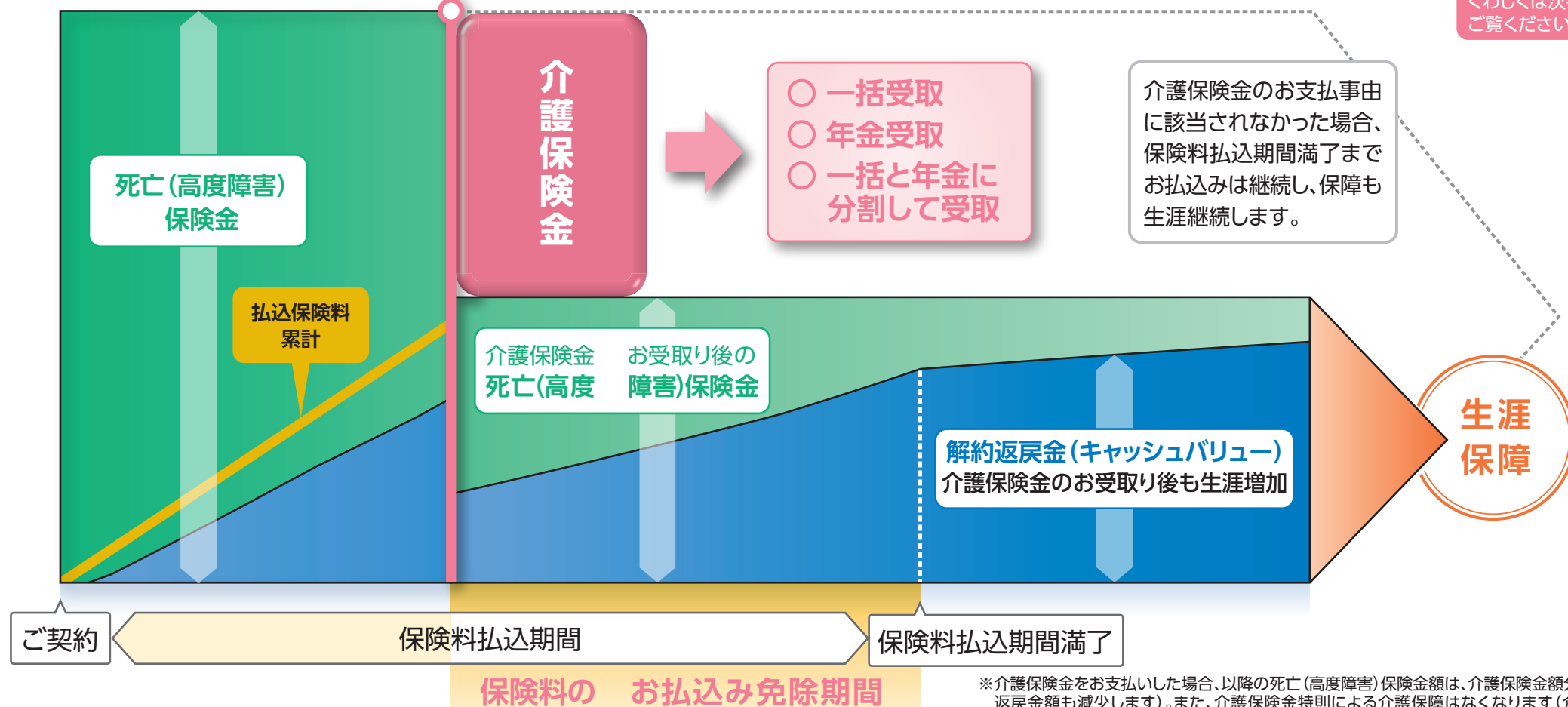
- 介護保険金のお受取り
- 以後の保険料のお払込みを免除

【介護保険金のお支払事由】

以下のいずれかに該当したとき

- ①公的介護保険制度により**要介護2以上の状態**に該当していると認定されたとき
- ②満65歳未満の被保険者が、PGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

くわしくは次ページをご覧ください



※介護保険金をお支払いした場合、以降の死亡(高度障害)保険金額は、介護保険金額分減少します(解約返戻金額も減少します)。また、介護保険金特則による介護保障はなくなります(介護保険金割合が100%の場合は契約が消滅します)。
※この図は保険のしくみを簡略化したイメージです。保険料、死亡保険金、解約返戻金等のご契約の内容によって異なります。

生涯
保障

➔ 介護保険金のお支払事由について

被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次の①もしくは②に該当したとき、介護保険金を受け取ることができます。

①公的介護保険制度により要介護2以上の状態と認定されたとき

＜ご参考 要介護度別の身体状態の目安(例)＞ ※(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」2016年10月改訂より

要介護	2	食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	3	食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	4	食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
	5	食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合、主務官庁の認可を得て、この保険のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じ変更することがあります。

②満65歳未満の被保険者が、下記のPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき

PGF生命所定の要介護状態とは次の(1)～(4)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1)	器質性認知症*と診断確定され、意識障害*のない状態において見当識障害*があり、他人の介護を要する *器質性認知症・意識障害・見当識障害などについて、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。	
(2)	下表にて少なくとも右記のように該当する	
(3)	A B a b のうちのいずれか1つ C D E F のうちのいずれか2つ	
(4)	c d e f のうちのいずれか3つ	

※以下のような同一項目の組み合わせは除きます。

Cとc Eとe Dとd Fとf

	全部介助の状態	一部介助の状態
歩行 立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	A つぎのいずれかの状態 ● 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ● 必ず車椅子を使用している。 ● 寝たきり状態。	a つぎのいずれかの状態 ● 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ● 誰かに支えられなければ歩行できない。
寝返り 身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	B ● 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	b ● ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
入浴 浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	C つぎのいずれかの状態 ● 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ● 洗身をすべて介助者が行っている。	c つぎのいずれかの状態 ● 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ● 体の一部の洗身を介助者が行っている。
排せつ 排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	D つぎのいずれかの状態 ● 常時オムツに依存している。 ● 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	d ● 排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
食事の摂取 眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	E ● 介助がなければ1人ではまったくできない。	e ● 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	F ● 介助がなければ1人ではまったくできない。	f ● 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

※PGF生命所定の要介護状態など介護保険金のお支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

➔ 公的介護保険制度について

満40歳以上の方が全員加入して介護保険料を納め、介護が必要になったときに要介護(支援)度に応じて所定の介護サービスを受けることができる制度です(現物給付)。

介護サービスには、在宅サービス(訪問介護・デイサービスなど)・施設サービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など)・地域密着型サービス(グループホームなど)があります。

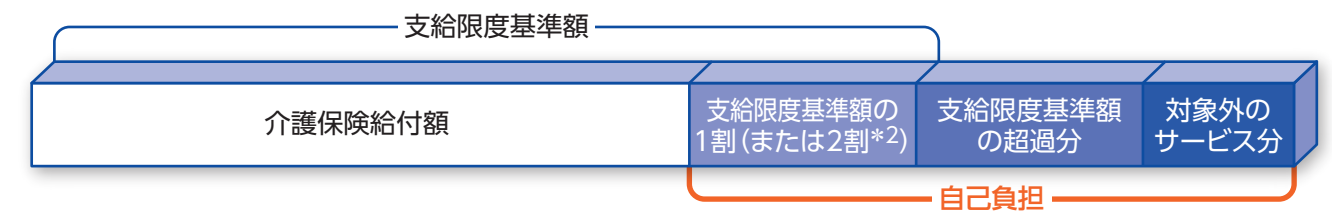
＜制度の対象となる方＞

満65歳以上 (第1号被保険者)	原因を問わず介護や支援を必要とする方
満40歳以上 満65歳未満 (第2号被保険者)	16種類の特定期間^{*1}を原因として介護や支援を必要とする方 ※事故やけがなど特定期間以外を原因とする場合、サービスを利用することができません。
満40歳未満 (加入対象外)	公的介護サービスを受けることができません

*1「自宅などで療養中のがん末期」や「初老期における認知症」など。くわしくはお住まいの自治体にご確認ください。

＜費用について＞

公的介護保険制度の介護サービスを受けた場合、かかった費用の9割(または8割*2)が支給され、1割(または2割*2)が自己負担となります。在宅サービスの場合、要介護(支援)度ごとに支給限度基準額が定められており、その額を超えた支出は全額自己負担となります。また、対象外のサービスを独自に利用した場合、全額が自己負担となります。



*2 所得が一定(合計所得金額が単身で160万円(年金収入のみの場合280万円))以上の第1号被保険者は2割負担となります。
 ※上記は平成29年1月現在の公的介護保険制度について記載したものであり、将来変更される可能性があります。くわしくはお住まいの市町村等にご照会ください。

介護タイプ ならさまざまな介護のリスクにそなえることができます

- 施設の入居費用など介護におけるさまざまな初期費用にそなえることができます。
- 介護が長期化した際の継続的な出費にそなえることができます。

目的に合わせた
お受取り方法を
選択できます

介護保険金

一括でお受取り

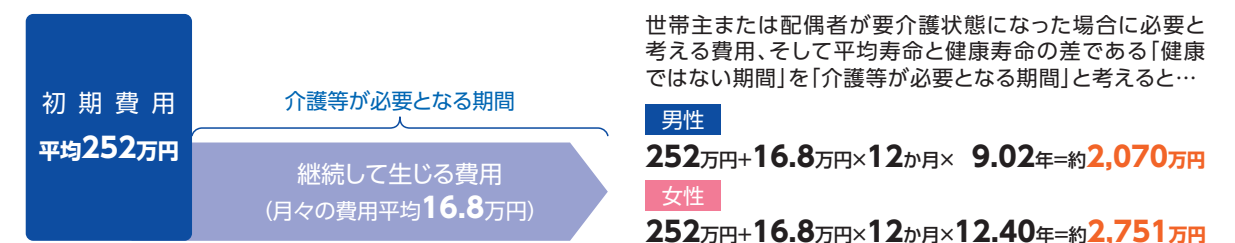
年金でお受取り

- 公的介護保険の対象外の介護リスクにそなえることができます。

たとえば、**満40歳未満**の方で
突然の事故等を原因として生じた介護に…

たとえば、**満40歳以上満65歳未満**の方で
特定疾病以外の病気やけがを原因として生じた介護に…

＜介護にかかる費用(必要と考える資金額)のイメージ＞



▲要介護認定
 ※(公財)生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」
 厚生労働省「第2回健康日本21(第二次)推進専門委員会 資料」をもとにPGF生命にて算出

⇒ 特約について

特約を付加することで、さらに充実した保障内容にすることができます。

特約名	保障内容	対象タイプ
保険料払込免除特約Ⅰ型	所定の三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、所定の状態に該当された場合、 以後の保険料のお払込みが免除 されるとともに、所定の 既払込保険料相当額をお支払い します。	基本タイプ
疾病障害による保険料払込免除特約	疾病により 所定の身体障害状態 になった場合、以後の保険料の お払込みが免除 されます。	基本タイプ
災害死亡給付特約	不慮の事故等により死亡・高度障害状態 に該当された場合、 災害死亡(災害高度障害)保険金 をお支払いします。	基本タイプ
指定代理請求特約	受取人が保険金を請求できない場合など、所定の事情がある場合、 代理人が請求 することができます。	基本タイプ 介護タイプ
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を 前払請求 することができます。	基本タイプ 介護タイプ
保険金等の支払方法の選択に関する特約	保険金や解約返戻金は 年金でのお受取り や一定期間の 据置き が可能です。	基本タイプ 介護タイプ
介護前払特約*	被保険者が所定の 要介護状態 になった場合、保険金の一部を前払請求することができます。	基本タイプ 介護タイプ
介護保険年金支払特約	介護保険金を 年金でお受取り することができます。	介護タイプ

*介護タイプで、介護保険金割合が100%の場合、本特約をお取扱いできません。
※保険料払込免除特約Ⅰ型と疾病障害による保険料払込免除特約は、あわせて付加することはできません。
▶くわしくは18～25ページの「主な特約とその内容について」をご覧ください。

⇒ 各種保全のお取扱いについて

保険料が払えなくなった場合等でも解約することなく保障を継続することができます。

CASE 1 保険料が払えない場合について

保障は減ってもよい。

払済保険

保険料のお払込みを中止し、**保険期間をそのままにした終身保険**(介護タイプの場合は、介護保険金特則付の終身保険)に変更することができます(保険金額は一般的に小さくなります)。
※払済保険変更後の払済保険金額が10万円を下回る場合、払済保険に変更することはできません。
※介護タイプでは、介護保険金を受け取られた場合、払済保険に変更することはできません。

保障は減らしたくない。

延長定期保険

保険料のお払込みを中止し、**保険金額をそのままにした定期保険**に変更することができます。
※延長保険期間が1年未満となる場合、延長定期保険に変更することはできません。
※終身保障はなくなります。
※介護タイプでは、延長定期保険に変更することはできません。

※前納期間中の場合、払済保険、延長定期保険に変更することはできません。

その他に、一時的に保険料のお払込みが困難になったときでも失効することなく、**解約返戻金の範囲内で保険を有効に継続させるお取扱いがあります(保険料の自動振替貸付)**。

※お立替した保険料は、猶予期間満了日に貸付したものとし、PGF生命所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。

CASE 2 お金が必要になった場合について

保障は続けたい。

契約者貸付

解約返戻金額の90%を限度として、**契約者貸付をご利用**いただけます。
※貸付金は、PGF生命所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。

減額

保険期間中、死亡保険金額を減額することで**減額部分に対する解約返戻金をお受取り**いただけます。

CASE 3 保険料を減らしたい場合について

保険料の負担を減らしたい。

減額

保険料払込期間中、死亡保険金額を減額することで**保険料のお払込額を少なく**することができます。

介護タイプで死亡保険金額が変更された場合
介護保険金額は死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた額となります。そのため、減額や払済保険に変更するなどして死亡保険金額が変更された場合、同時に介護保険金額も変更されます。

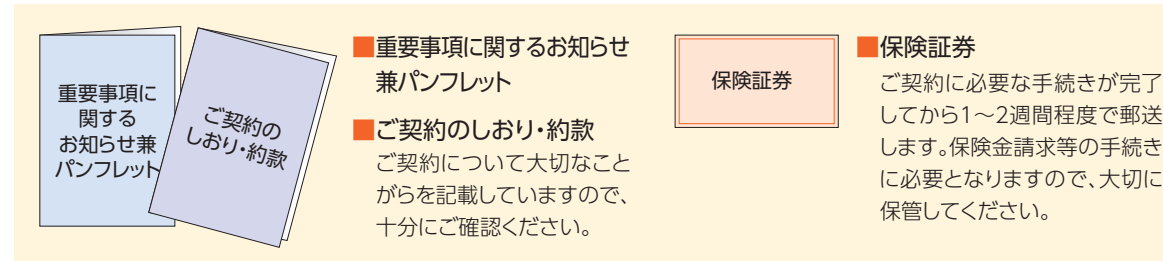
商品パンフレット

12

→ よくあるご質問について

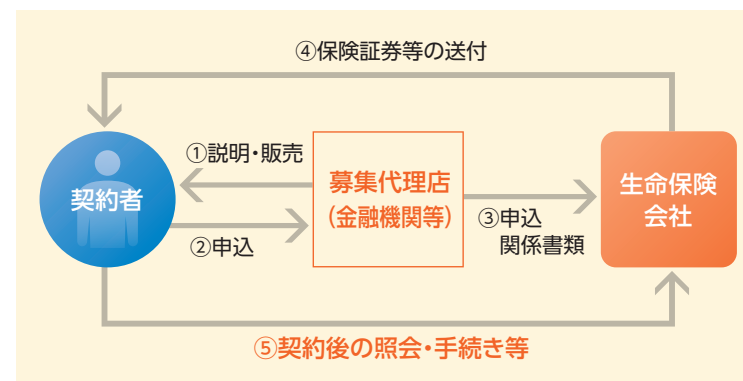
Q1 | この商品は預金の一種ですか？

- A1** いいえ。
この商品は「**生命保険商品**」です。**預金とは違い、元本の保証はありません。**



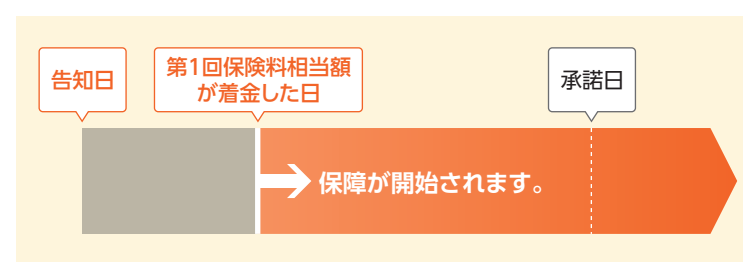
Q2 | 契約後の照会は保険会社にすればいいですか？

- A2** はい。
引受保険会社である**PGF生命**にご照会ください。



Q3 | 保障はいつからはじまりますか？

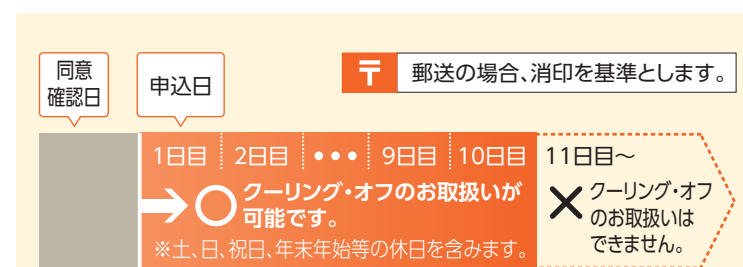
- A3** 責任開始期です。
責任開始期とは、**告知**ならびに**第1回保険料相当額のお払込みがともに完了**したときです。



▶くわしくは31ページの「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

Q4 | クーリング・オフはできますか？

- A4** できます。
クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

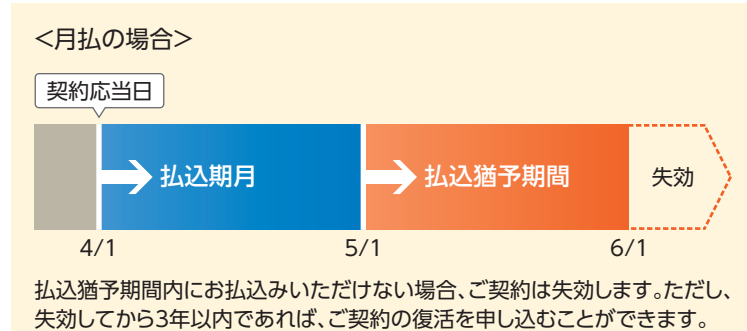


▶くわしくは29～30ページの「お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

Q5 | 保険料の払込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか？

- A5** いいえ。
保険料の**払込猶予期間**がありますので、その期間内にお払込みいただければご契約は継続します。

※払込猶予期間は払込方法によって異なります。



▶くわしくは32ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

Q6 | 契約後に介護保険金割合を変更することはできますか？

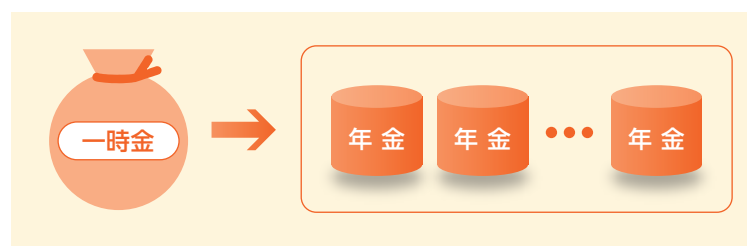
- A6** できません。
介護保険金割合の指定は**ご契約時にのみ可能**です。
なお、死亡保険金額に介護保険金割合を乗じた額が介護保険金額になります。



Q7 | 保険金や解約返戻金は一時金でしか受け取れませんか？

- A7** いいえ。
保険金や解約返戻金は**年金で受け取る**ことができます。

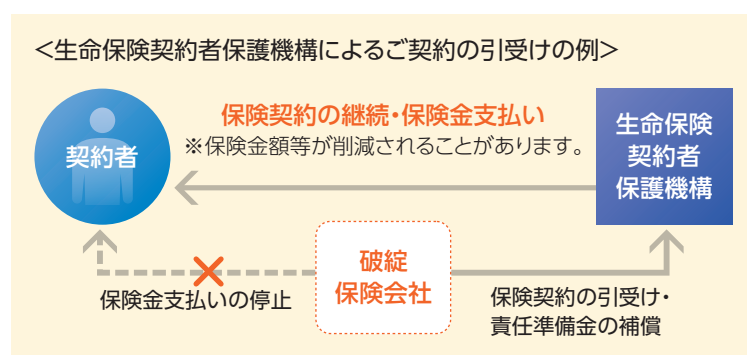
※「保険金等の支払方法の選択に関する特約」および「介護保険金年金支払特約」を付加した場合のお取り扱いとなります。



▶くわしくは22～23ページの「保険金等の支払方法の選択に関する特約」、25ページの「介護保険金年金支払特約」をご覧ください。

Q8 | 引受保険会社が経営破綻した場合、契約はなくなりますか？

- A8** いいえ。
PGF生命は生命保険契約者保護機構の会員です。会員である保険会社が経営破綻に陥った場合、**生命保険契約者保護機構が保険契約の継続を図ります。**



▶くわしくは33ページの「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

契約概要

⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 | 本商品の引受保険会社について

引受保険会社	ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
本社所在地	〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
お問い合わせ先	PGF生命コールセンター (受付時間／平日8:30～20:00、土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)) TEL 0120-56-2269 ホームページ http://www.pgf-life.co.jp

2 | 商品の特徴と仕組みについて

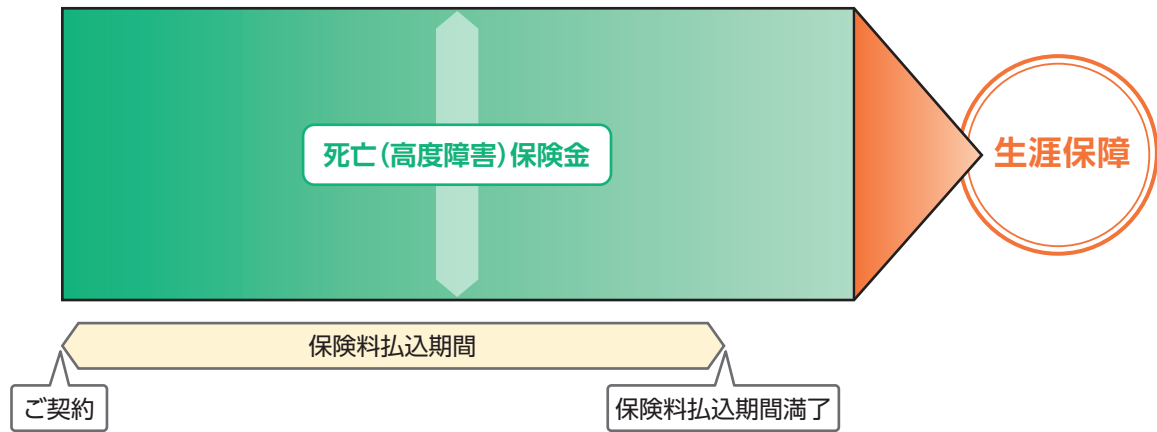
➡ 保険商品の名称：終身保険

➡ 商品の特徴

- この保険は**万一の保障を終身にわたり確保できる生命保険**です。

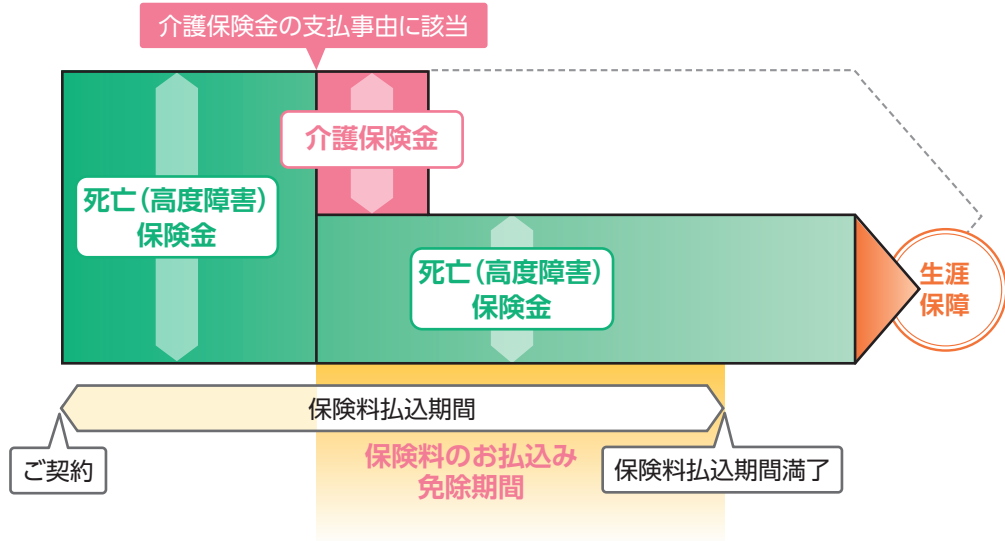
基本タイプ 介護保険金特則が付加されていないタイプ
(終身保険)

<イメージ図>



介護タイプ 介護保険金特則が付加されているタイプ
(介護保険金特則付終身保険)

<イメージ図> 介護保険金割合:50%



3 | 主な保障内容について

基本タイプ

給付名称	支払事由
死亡保険金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態*になられたときにお支払いします。

※支払事由に該当し保険金が支払われた場合、保障は消滅します。

<保険料の払込免除について>

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故*を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態*になられたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

*所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

介護タイプ

給付名称	支払事由
死 亡 保 険 金	被保険者が死亡されたときにお支払いします。
高 度 障 害 保 険 金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態 ^{*1} になられたときにお支払いします。
介 護 保 険 金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、下記のいずれかに該当したときにお支払いします。 ①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②次の2つの条件を満たすとき 1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態 ^{*2} に該当したこと 2) その要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること

※死亡保険金・高度障害保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
※介護保険金の支払事由に該当し介護保険金が支払われた場合、以後の介護保障は消滅します。死亡保障・高度障害保障は継続します(介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します)。

＜保険料の払込免除について＞

- 次のいずれかの場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故^{*1}を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態^{*1}になられたとき
 - 介護保険金の支払事由に該当し介護保険金をお支払いしたとき

＜介護保険金特則について＞

- 介護保険金特則付終身保険を「介護タイプ」といいます。
- ご契約後に介護保険金特則を付加することはできません。また、ご契約後に介護保険金特則のみを解約することはできません。
- ご契約時に介護保険金割合をご指定いただきます(下表の4つの割合より選択)。介護保険金割合は、ご契約後に変更できません。

ご契約時に選択できる介護保険金割合
10%・30%・50%・100%

- 死亡(高度障害)保険金額に介護保険金割合を乗じた金額が介護保険金額となります。
- 死亡(高度障害)保険金を減額した場合、その減額した死亡保険金と同じ割合で介護保険金も減額されます。
- 介護保険金支払われた後も死亡保障は生涯にわたって継続します(介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します)。
- 介護保険金特則を付加したご契約と付加しないご契約で保険料は異なります。また、介護保険金割合によっても保険料は異なります。

^{*1} 所定の高度障害状態・不慮の事故・身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
^{*2} PGF生命所定の要介護状態など介護保険金のお支払事由について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※この他、介護前払特約との違いについて、くわしくは24ページをご覧ください。

4 | 主な特約とその内容について

⇒ 保険料払込免除特約I型

基本タイプ

この特約の保険期間中に、所定の三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、下記の所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されるとともに所定の既払込保険料相当額をお支払いします。

以下の免除事由に該当された場合が対象となります。

がん^{*}
(悪性新生物)

■ この特約の責任開始期からその日を含めて90日目の日翌日以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の「がん(悪性新生物)」に罹患したと医師によって診断確定されたとき。

^{*} 被保険者が、がん(悪性新生物)の責任開始期前に、この特約の対象となるがん(悪性新生物)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、この特約による保険料の払込免除および既払込保険料相当額のお支払いはしません。

急性心筋梗塞

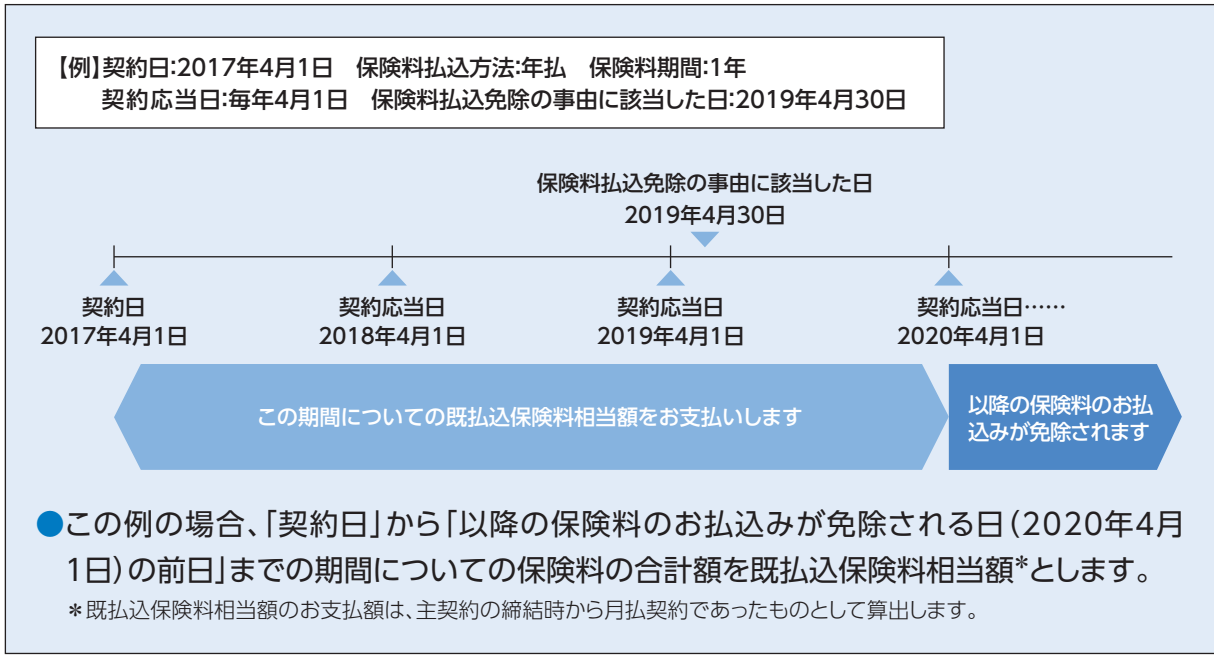
■ この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。

脳 卒 中

■ この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

- この特約の保険期間は主契約の保険料払込期間と同一になります。**ただし、終身払の場合、この特約を付加することはできません。**
- お支払いする既払込保険料相当額は、契約日からこの特約における保険料払込免除の事由に該当した日の属する保険料期間^{*}の末日までに払い込まれるべき主契約および特約の合計額となります。

^{*} 保険料払込期間中の各契約応当日(月払・半年払・年払の場合、各月・半年・各年ごとの契約応当日)から次の契約応当日の前日までの期間をいいます。



- この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に、急性心筋梗塞および脳卒中を原因として保険料払込免除事由が生じたときは、この特約の有効期間中にその状態に該当されたものとして既払込保険料相当額をお支払いします。
- 対象となるがん（悪性新生物）、急性心筋梗塞、脳卒中については下記をご覧ください（くわしくは、「ご契約のしおり・約款」別表41をご覧ください）。

がん（悪性新生物） ※「 <u>上皮内がん</u> 」「 <u>皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん</u> 」は対象となりません。	●口腔および咽頭の悪性新生物 ●消化器および腹膜の悪性新生物 ●呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ●骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物のうち、 (1)骨および関節軟骨の悪性新生物 (2)結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物 (3)皮膚の悪性黒色腫 (4)女性乳房の悪性新生物 (5)男性乳房の悪性新生物 ●泌尿生殖器の悪性新生物 ●その他および部位不明の悪性新生物 ●リンパ組織および造血組織の悪性新生物
急性心筋梗塞	●虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします（狭心症等を除きます）。
脳卒中	●脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄とします。

●この特約の解約返戻金はありません。

※本特約を付加した場合、本特約部分の保険料は主契約・特約（災害死亡給付特約）の保険料に含まれます。

※保険金額等の減額が行われた主契約または特約は、主契約の締結時から被保険者が保険料の払込免除事由に該当したときの保険金額等であったものとして取り扱います。この場合、支払われる既払込保険料相当額は、実際にお払込みいただいた保険料の合計額よりも少なくなります。

※保険料払込期間満了後に三大疾病（がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患された場合には、既払込保険料相当額のお支払いはありません。

➡ 疾病障害による保険料払込免除特約

基本タイプ

- 被保険者が疾病により所定の身体障害状態*に該当されたとき、以後の保険料のお払込みが免除されます。

*所定の身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- この特約には、解約返戻金はありません。また、この特約を保険料払込免除特約I型とあわせて付加することはできません。

※本特約を付加する場合、本特約の特約保険料のお払込みが伴います。

➡ 災害死亡給付特約

基本タイプ

- 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合が対象となります）または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。

※本特約を付加する場合、本特約の特約保険料のお払込みが伴います。

※本特約の契約年齢範囲（被保険者）は満15歳～満65歳となります。ただし、保険料払込期間によっては、契約年齢範囲が異なる場合があります。

※災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いした場合、保障は消滅します。

➔ 指定代理請求特約

基本タイプ

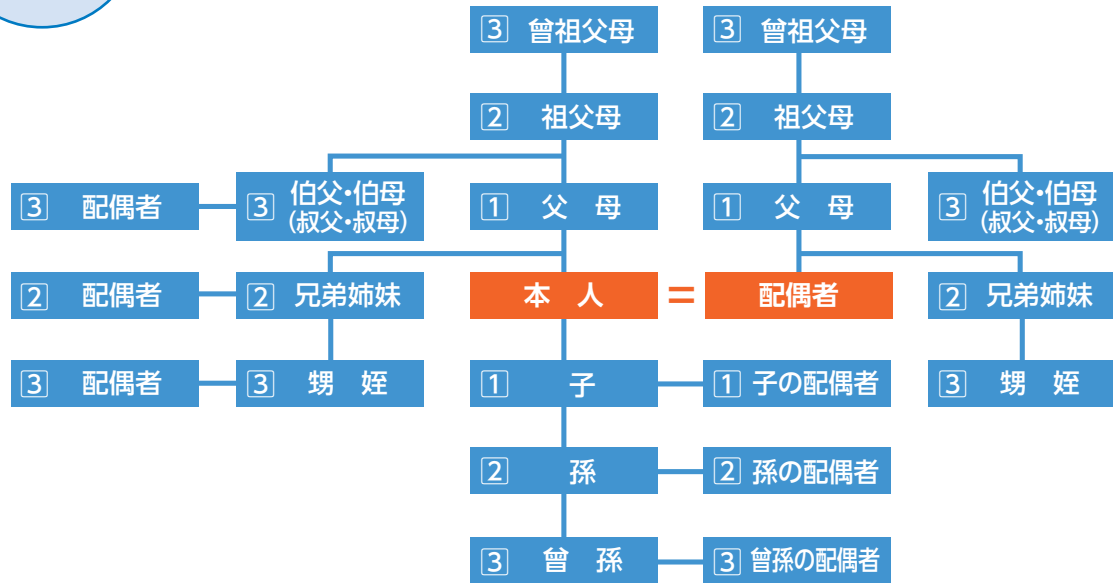
介護タイプ

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただきます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

親等図

3親等内の親族については以下親等図の範囲内となります。



… 3親等内の親族

※記載の数字は親等を表します。

➔ リビング・ニーズ特約

基本タイプ

介護タイプ

- 被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします (指定保険金額*1 から指定保険金額に対する6か月分の利息と6か月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします)。
- 保険金の支払限度額は3,000万円となります。*2

*1 指定保険金額とは、被保険者または指定代理請求人が指定した金額のことをいいます。

*2 3,000万円の限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります (将来変更される可能性があります)。

※死亡保険金の全部をお支払いする場合、以後、保険契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

※余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解 (場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン) も含めて慎重に判断いたします。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

➔ 保険金等の支払方法の選択に関する特約

基本タイプ

介護タイプ

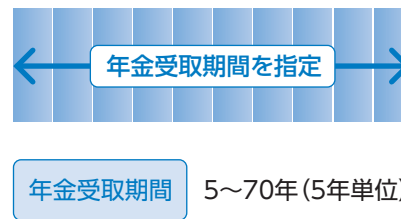
- 保険金の請求時に保険金の受取人からのお申出により本特約を付加することで、保険金を年金で受け取ることや据え置くことができます。また、解約請求時に契約者からのお申出により本特約を付加することで、解約返戻金を年金で受け取ることや据え置くことができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。
- 解約返戻金を年金で受け取る場合や据え置く場合は、契約日から5年を経過していることを要します。
- 保険金や解約返戻金を据え置く場合、PGF生命所定の利息*をつけて、10年を限度に据え置くことができます。

*据置利息はPGF生命所定の利率および計算方法で計算され、金利情勢等により将来に向かって見直されることがあります。

※将来お受取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率等 (予定利率等) に基づいて算出されます。ただし、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は1回あたりの支払額2万円かつ年金年額24万円のお取扱いとなります。また、3,000万円の限度額のほか、PGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります (将来変更される可能性があります)。

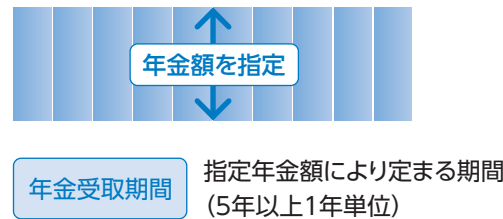
年金のお受取方法について

確定年金 (年金支払期間指定型)



- 年金受取人が指定した年金受取期間に応じた年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで (90歳限度) となります。

確定年金 (年金額指定型)



- 年金受取人が指定した年金額をお支払いします。
- 年金受取人が年金受取期間中にお亡くなりになった場合、残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は0歳以降、100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで (90歳限度) となります。

保証期間付終身年金



保証期間 5年・10年・15年・20年

- 年金受取人が生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人がお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
- 年金受取人の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

保証期間付夫婦連生終身年金



保証期間 5年・10年・15年・20年

- 年金受取人およびその配偶者のいずれかが生存されている場合、年金をお支払いします。
- 保証期間中に年金受取人およびその配偶者のいずれもお亡くなりになった場合、保証期間の残存期間に対する未払いの年金の現価に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
- 年金受取人およびその配偶者の取扱年齢範囲は50歳以降、100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで(90歳限度)となります。

⇒ 介護前払特約

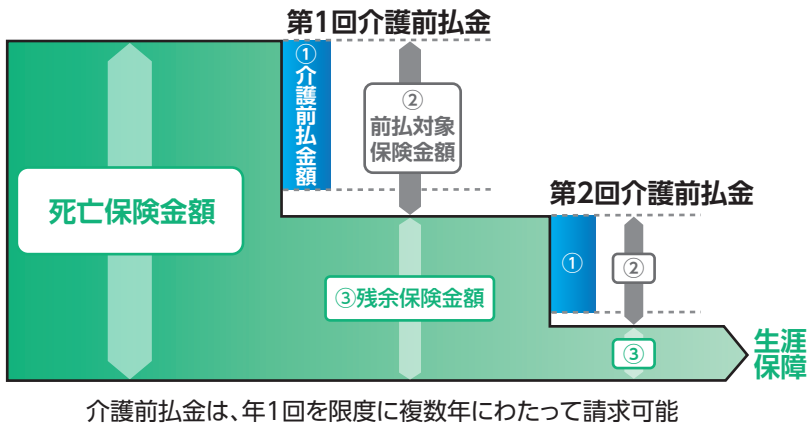
基本タイプ

介護タイプ

- 主契約の**保険料払込期間が満了**し、かつ被保険者年齢が**満65歳以上**であるご契約で、被保険者が公的介護保険制度における「**要介護4または要介護5**」に認定されている場合、主契約の死亡保険金の一部を介護前払金としてご請求できます。
- 介護前払金支払後の死亡保険金額(残余保険金額)は、介護前払金支払前の死亡保険金額から前払対象保険金額*1を減額した金額となります。
- 通常、**前払対象保険金額は介護前払金額よりも大きいため、残余保険金額は介護前払金支払前の死亡保険金額から介護前払金額を差し引いた額よりも小さくなります。**
- 本特約による介護前払金額は、10万円を下限とし、前払対象保険金額が3,000万円*2まで、かつ残余保険金額が10万円となるまで指定することができます。
- 介護前払金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。

*1 前払対象保険金額は、指定された介護前払金額を基準にP G F生命の所定の率および計算方法により算出されます。
*2 3,000万円の限度額その他、P G F生命の他の保険契約と通算して3,000万円以内となる必要があります。
※ご請求可能な介護前払金額等ご請求について、くわしくはP G F生命コールセンターまでお問い合わせください。
※公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容が介護前払特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
※23～24ページの「介護前払特約」の項目中に記載されている「介護前払金」は、「ご契約のしおり・約款」においては「介護年金」と記載されています。

<イメージ図>



- ① **介護前払金**のご請求・お支払い
- ② 死亡保険金額から**前払対象保険金額**を減額
- ③ **残余保険金額**を以後の死亡保険金額として保障が継続

以下の3つの条件をすべて満たすことで、毎年ご請求できます。

- 保険料払込期間満了後
- 満65歳以上
- 要介護4または要介護5に認定

<介護前払特約と介護保険金特則の主な違いについて>

	介護前払特約	介護保険金特則
対 象	基本タイプ 介護タイプ (介護保険金お受取り後)	介護タイプ
給 付	介護前払金	介護保険金
支 払 事 由	以下の いずれにも 該当した場合 ①保険料払込期間満了後 ②被保険者の年齢が 満65歳以上 ③公的介護保険制度による要介護認定を受け 要介護4または要介護5 の状態と認定されていること	以下の いずれかに 該当した場合 ①公的介護保険制度による要介護認定を受け 要介護2以上 の状態に該当していると認定されたとき ②満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続しているとき
受 取 人	被保険者	被保険者
給 付 額	被保険者が前述の範囲内で 任意に指定	死亡保険金額 × 介護保険金割合 *1 *1 契約時に10%・30%・50%・100%より選択
請 求 に て	年1回を限度に複数年にわたって請求可能	保険期間中1回限り請求可能 介護保険金のお支払い後、介護保障は消滅
受 取 方 法	一括受取 分割受取	一括受取 年金受取*2 一括と年金に分割して受取*2 *2 「保険金等の支払方法の選択に関する特約」もしくは「介護保険年金支払特約」を付加した場合(くわしくは22～25ページをご覧ください)。
支 払 後 の 主 契 約 に つ い て	前払対象保険金額 が主契約の死亡保険金額から減額	介護保険金相当額 が主契約の死亡保険金額から減額 ※介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します。

※介護保険金特則について、くわしくは17ページをご覧ください。

<介護タイプで、本特約を付加する場合>

- 介護保険金をお支払いし保険料のお払込みが免除されている場合、ご契約当初に定めた(保険料が免除されなかった場合の)保険料払込期間が満了となるまで、本特約による介護前払金のご請求はできません。
- 介護保険金割合が100%の場合、本特約をお取り扱いできません。

➔ 介護保険金年金支払特約

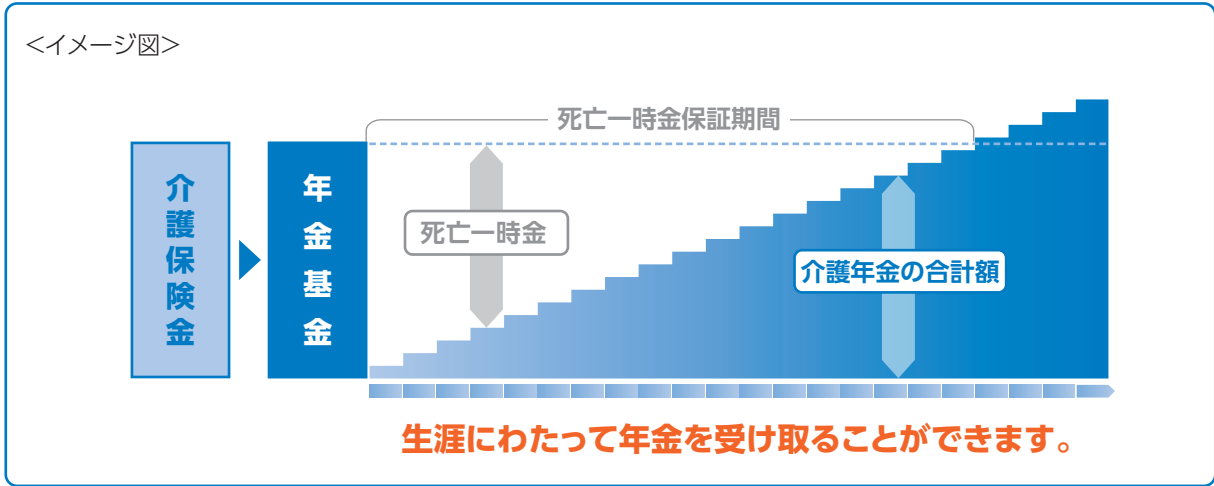
介護タイプ

- 年金開始日における被保険者の年齢が満40歳以上であるご契約で、介護保険金の支払事由に該当し介護保険金が支払われるとき、介護保険金の全部または一部を年金基金に充当し、介護年金として受け取ることができます。
- 年金は年1・2・3・4・6・12回のいずれかの受取回数を選択することができます。
- 年6回を選択いただく場合、受け取る月を偶数月または奇数月から選択することができます。

※介護年金額は、年金開始日における基礎率等(予定利率等)にもとづいて算出されます。
※介護年金のお取扱いとしては、最高年金額は3,000万円で、最低年金額は2万円となります。なお、1回あたりの支払額は最低年金額以上となります。また、PGF生命の他の保険契約の年金等と通算して3,000万円以内となる必要があります(将来変更される可能性があります)。

介護年金のお受取方法について

- 年金開始日以後、被保険者が生存されている場合、毎年、同額の年金を生涯にわたって受け取れます。
 - 死亡一時金保証期間*中に被保険者がお亡くなりになった場合、年金基金に充当した額から介護年金の合計額を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。
- *死亡一時金保証期間とは、介護年金の合計額が初めて年金基金に充当した額を超える年金支払日の前日までの期間をいいます。



5 | 保険料について

保 険 料 払 込 方 法	月払・半年払・年払
保 険 料 払 込 期 間	10年・15年・20年・25年・30年・ 55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・終身払
保険料払込方法(経路)	●初回保険料(第1回保険料) PGF生命の指定する口座にお振込みいただきます。 ●第2回目以降の保険料 PGF生命が提携している金融機関の口座振替によりお支払いいただきます。 口座振替日は金融機関によって異なります。
最 低 保 険 料	月払:3,000円／半年払:18,000円／年払:36,000円

※保険料は契約日を基準にお申込内容・被保険者の性別・満年齢により計算されます。

<高額割引制度について>

ご契約の主契約の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料の負担が軽くなります。

<前納について>

- 将来の保険料の全部を前もってお支払いいただくことができます(全期前納*)。
*ご契約時に全期前納を行わず、契約途中で将来の保険料を前もってお支払いいただくこともできます。くわしくはPGF生命コールセンター(0120-56-2269)までお問い合わせください。
 - 保険料を前納いただいた場合、PGF生命所定の利率で保険料を割引きます。
- ※前納期間中、解約返戻金や保険金等をお支払いする場合や保険料の払込免除等、保険料のお払込みを要しなくなった場合を除き、前納保険料の残額の払戻しはできません。

6 | ご加入条件について

保 険 期 間	終身		
被保険者の契約年齢範囲 (満年齢)	保険料払込期間	被保険者の年齢範囲	
		基本タイプ	介護タイプ
	10年	0歳～65歳	6歳～65歳
	15年		
	20年		
	25年		
	30年	0歳～60歳	6歳～60歳
	55歳	0歳～45歳	6歳～45歳
	60歳	0歳～50歳	6歳～50歳
	65歳	0歳～55歳	6歳～55歳
	70歳	0歳～60歳	6歳～60歳
	75歳	0歳～65歳	6歳～65歳
	80歳		
	85歳		
終身払			
最低死亡保険金額	200万円(取扱単位:10万円)		
最高保険金額 ^{*1}	—	死亡保険金額 7億円	介護保険金額 ^{*2} 5,000万円

*1 最高保険金額については、被保険者の年齢や職業、またPGF生命以外の他社も含めた保険契約等により、ご加入いただける上限額が異なります。

*2 ご契約時にご指定いただく介護保険金割合によって、お引き受けできる最高保険金額は異なります。

※契約年齢(被保険者)が満15歳未満の場合、ご契約時の保険金額は1,000万円までとなります。なお、他にご契約されている保険契約がある場合には、保険金額のお引受けを制限する場合があります。

※保険金額、保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。

※上記以外にもご加入に際しては制限がございます。

7 | 配当金について

●この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

8 | 解約返戻金について

- 保険期間中、いつでも将来に向かって保険契約の解約をすることができます。解約した場合、解約返戻金を請求することができます。
- 保険料払込期間中、保険金額を減額し保険料のお払込額を少なくすることができます。保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱います。なお、減額は主契約の保険金額が200万円を下限として10万円単位(介護保険金のお支払い後は1万円)で取り扱います(将来変更される可能性があります)。

注意喚起情報

！ ご契約の前に必ずお読みください。

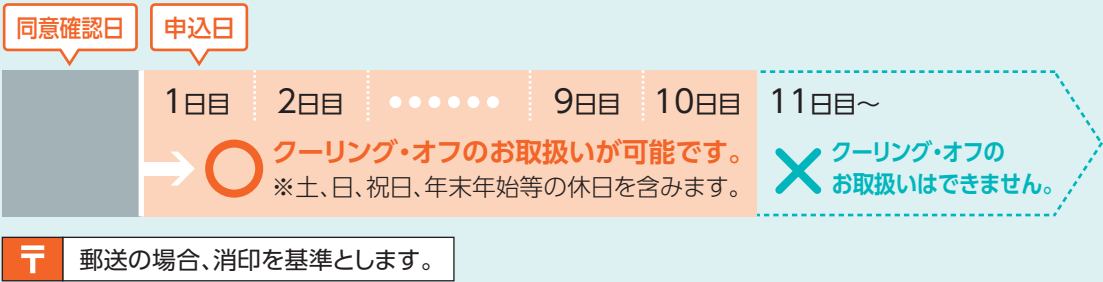
- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申込み**いただきますようお願いします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1

お申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）について

- ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます（クーリング・オフ制度）。
 - 申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、**申込日**または**本書面についての同意確認日（意向確認書の確認日）**のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内（土、日、祝日、年末年始等の休日を含む）**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。

お申込みの撤回等（クーリング・オフ）のながれ



- お申込みの撤回等をされた場合、お申込みいただいた保険料の全額をご返金します。

■お申込みの撤回等の方法

- お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、申込書番号（申込書控に印字）をご記入ください。
- お申込みの撤回等は募集代理店にお申出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申出ください。

お申込みの撤回等（クーリング・オフ）お申出書面の記載見本（例）

■お申込みの撤回等のお取扱期限

お申込みの撤回等の方法		お取扱期限
郵	送	10日以内の消印まで有効
直	接	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合は、お申込みの撤回等ができません。

※上記以外の場合については、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

2

告知義務について
(詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

- 健康状態・職業等をありのままに告知してください。
- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

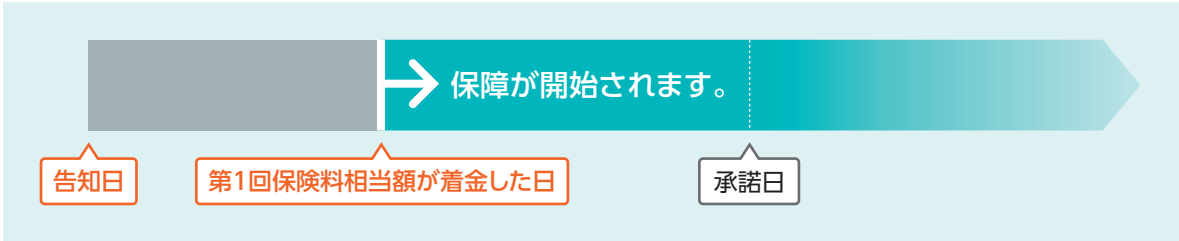
• 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知書にて告知してください。
- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**
- 告知内容等の確認をさせていただくことがあります。
- ご契約の申込み後または保険金・給付金等のご請求の際に、申込内容や保険金・給付金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**
- 傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引受けさせていただく場合があります。
- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引受けできる場合があります。
- 正しく告知されない場合にはデメリットとなる場合があります(告知義務違反等によるご契約の解除等について)。
- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**

• **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

3

保障を開始する時期(責任開始期)について

- PGF生命がご契約のお申込みを承諾した場合には、**第1回保険料相当額のお払込みと告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



- お客さまのお申込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。
- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

4

保険金等をお支払いできない場合について
(詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

- 代表的な例として、次のような場合には保険金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、保険金等をお支払いすることがあります。

• 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。

• 保険金、給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。

• 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。

• 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や保険金、給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合。

• 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日、復旧日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

5

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。
- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間*を設けています。

* 猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月 払 契 約	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払契約	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日)までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。
- ただし、保険料のお払込みのご都合がつかない場合でも、あらかじめ保険料の自動振替貸付を希望しない旨のお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に立て替え、ご契約を有効に継続させます。立替金にはPGF生命所定の利率による利息(複利)が加算されます。
- ご契約の復活ができる場合があります。
- いったん失効したご契約でも、失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と所定の金額のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態等により復活ができないこともあります。**

• ご契約の復活をPGF生命が承諾した場合には、告知と所定の金額のお払込みがともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。
- 32

6 解約と解約返戻金について

- 解約されても払込保険料の全額が戻らないことがあります。
 - お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、**解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
 - 解約返戻金は、保険種類、契約年齢（被保険者）、性別、経過年数等によっても異なりますが、**特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**

7 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。
 - 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午／午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9 預金等との違いについて

- 本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません（保険契約者保護機構制度の対象となります）。**

10 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申込みをされる場合について（詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください）

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申込みをされる場合、**不利益となることがあります。**
 - **解約・減額されるご契約の解約返戻金は全くないか、ある場合でも多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
 - **ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する契約者配当の権利等を失うことがあります。**
 - **一般のご契約と同様に告知の義務があり、「新たにご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除を行うことがあります。**
 - **詐欺によるご契約の取消しについても、新たにご契約の締結に際しての詐欺行為がその対象になります。**
 - **告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知内容によっては新たにご契約のお引受けをお断りしたり、また、その告知をされなかったためにご契約または特約が解除または取消しとなることもあります。**

税務のお取り扱いについて （「ご契約のしおり・約款」もご確認ください）

<お払込みいただく保険料について>

お払込みになった保険料は生命保険料控除の対象となります。1月1日から12月31日までに
お払込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得税
と住民税の負担が軽減されます。

<死亡保険金にかかる税金について>

- 死亡保険金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類
	契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）+住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税

- 高度障害保険金、介護保険金、リビング・ニーズ特約および介護前払特約による保険金等は
受取人が、保険料払込免除特約I型の既払込保険料相当額の支払いは受取人である
契約者が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にする
その他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

<解約返戻金にかかる税金について>

解約された場合、解約返戻金と既払込保険料等の差額が所得税（一時所得）の対象となります。

一時所得について

年間50万円の特別控除があり（他の一時所得と合算されて適用されます）、特別控除の50万円
を超える部分について、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象金額

= { [収入 - 必要経費 (払込保険料等)] - 特別控除 (50万円) } × 1/2

<生命保険料控除について>

- 基本タイプ・介護タイプともに一般生命保険料控除の対象となります。

平成29年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

保険金・給付金等のご請求について

- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合には
すみやかにPGF生命コールセンター（0120-56-2269）にご連絡ください。

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・
給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が
生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者
のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合または
お支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、
「保険金などのご請求等のご案内」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の
保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合
等はお連絡ください。

- 受取人に保険金等を請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求する
ことができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

13 お問い合わせ窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

➤ お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター

通話料
無 料

コール ジ ブ ロック
0120-56-2269

※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

<受付時間>平日8:30～20:00／土曜9:00～17:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>)**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp>)に掲載しておりますのでご覧ください。

14 その他ご確認いただきたい事項について

- 保険金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。
- 契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、死亡保険金の額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下回ることとなる場合があります。
- 被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。
※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

個人情報のお取り扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取り扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

✓ 本申込みににおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します

明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供します

同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報は既に取得しているものも含みます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します

同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みににおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

✓ 個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります

同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社(外国にある会社を含みます)が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社(外国にある会社を含みます)に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご理解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります

同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

✓ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります

同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します

同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報を含みます)を含め本申込みににおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましてはくわしくは(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります

明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましてはくわしくは(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。